

■豊公園で行為許可を受けたい方への注意事項■

(安全対策・トラブル等について)

- 1 行為許可中は、公園の利用者に支障のないよう、十分留意すること。
- 2 行為許可中は、標識・赤色灯・バリケード灯等の安全対策を取り、事故防止に万全を期すること。
- 3 公園内では一般公園利用者の通行の妨げにならないよう、通行スペースを設けること。
- 4 行為により混雑が予想される場合は、必要に応じて駐車場内の交通誘導、精算補助等の対応を行うとともに、車での上場が見込まれる場合は事前精算機の利用を周知すること。また、事前に地元自治会等へ十分に周知し、承諾を得ること。
- 5 公園周辺の道路に路上駐車や駐輪がないよう、参加者及び関係車両（出店者含む）への注意喚起や警備員配置等必要な措置をとること。
- 6 行為に関連して発生したトラブルについては、申請者において対応し、必要に応じて長浜警察署長まで速報すること。
- 7 音響設備を使用する際は、周辺住民の生活に支障のないよう、十分留意すること。
- 8 公園内にゴミが放置されないよう、参加者や出店者への注意喚起やゴミ箱の設置等必要な措置を行うこと。
- 9 テントの足が乗る場所などインターロッキングや植栽等に汚れや傷がつく等の懸念がある場合は、あらかじめ養生等の対策を行っておくこと。

(原状復旧・損害賠償について)

- 1 公園の使用に伴い発生したゴミ等については、申請者において速やかに公園敷地外に搬出撤去処分し、良好な状態となるまで清掃すること。
- 2 公園管理上必要があるときは、行為許可に取消変更を命じ原状復旧を行うことがある。
この許可に係る行為に起因して、公園若しくは公園内の施設等に損傷を与えた場合又は第三者に損傷を与えた場合は、直ちに市長に届け出をし、これの解決と損害賠償は全て申請者で行うこと。
- 3 公園の復旧は市長の指示により次のとおりとする。
 - 公園内の行為により原状に変更が生じた場合、原状復旧を行うこと。
 - バリケード・看板等の設置物を速やかに撤去すること。

(公園内への車両の乗り入れについて)

- 1 原則として、駐車場を除く公園内は車両通行禁止である。そのため、搬入搬出などのやむをえない場合を除き、車両を動かしてはならない。車両をやむを得ず公園内で通行

させる場合は、歩行者を優先し、あらかじめ市と協議したコースを徐行で通行すること。

- 2 公園内に関係車両を出入りさせる場合は、一般車両が公園内に進入しないように交通誘導員の配置等必要な措置をとること。
- 3 噴水広場及び雁木広場については、大型車（最大積載重量2トンを超えるもの）は乗り入れしないこと。

（自由広場の利用について）

- 1 自由広場は、原則として、来園者及び関係者用の駐車場として利用することを禁止とする。
- 2 搬入搬出車両は、文芸会館前の出入口を利用すること。
- 3 自由広場使用後は、次の作業を行うこと。
 - 看板・バリケード等の設置物を速やかに撤収すること。
 - その他、公園利用者に支障のない状態にすること。
 - 出入口の車止めやバリケードを元に戻すこと。
 - 申請者において速やかにグラウンド均し及び周辺園路の清掃作業を行い、原状復旧を行うこと。

（マルシェ等の開催について）

- 1 火気を使用する場合は、火災や火気による事故等が発生しないよう、適正に管理すること。
- 2 保健所の許可が必要な飲食物を取り扱う場合は、事前に保健所の許可を得ること。
販売行為は、イベントの開催目的に関係したものに限り、イベントの主催者団体及びイベント関連団体のみが行うこと。
- 3 調理等で油や液体（シロップ等の清水以外の水溶液）等を使用する場合は、あらかじめ地面にシートや鉄板を引くなどの漏洩対策を施すこと。
- 4 キッチンカー及び屋台出店可能エリアについては、別紙「豊公園内出店可能エリア.pdf」を参照すること。万が一、調理等で地面を汚損した場合は、申請者が責任をもって清掃し、原状復旧を行うこと。

（写真（動画）撮影・ドローン撮影について）

- 1 行為期間中、撮影に伴う園路の通行止めの行為はしないこと。
- 2 撮影に関しては、歩行者等公園利用者の通行を優先し、事故防止に万全を期すること。
- 3 撮影関係者以外の一般来園者その他の第三者が、写真又は動画に映り込まないように十分配慮すること。

- 4 撮影した写真又は動画を使用する際は、一般来園者その他の第三者の肖像権・プライバシーその他の権利を侵害することのないよう、適切に取り扱うこと。
- 5 管理外区域（琵琶湖・長浜城歴史博物館・長浜城テニスガーデン・明治山）で撮影を行うことについて、関係機関に事前に連絡し、必要な手続き等を行うこと。
- 6 豊公園は、人口集中地区に該当するため、撮影に無人航空機（ドローン等）を使用する場合は、必要となる国の許可を受けた上で使用すること。
- 7 無人航空機（ドローン等）の飛行に関しては、関係する法令等を遵守すること。
- 8 無人航空機（ドローン等）の飛行に関しては、落下被害に対する保険に加入すること。
- 9 雨天時、積雪時、濃霧時及び強風時（風速 5m/s 以上）は、無人航空機（ドローン等）を飛行させないこと。
- 10 無人航空機（ドローン等）の操縦に習熟していない者（初心者等）による飛行を禁止とする。
- 11 無人航空機（ドローン等）の飛行時は、操縦者とは別に機体やカメラを操作しない現場監督員を配置すること。

（その他）

- 1 許可者及び許可物件等の目的・構造・員数・期間等に変更が生じるときは、事前にその変更許可を受けること。
- 2 公園内の行為については、都市公園法、長浜市都市公園条例及び長浜市都市公園条例施行規則に準ずること。